

所得税の確定申告

〒越谷税務署 ☎ 965・8111 (音声案内)

確定申告のお問い合わせは、越谷税務署まで

所得税の確定申告に関するお問い合わせは、越谷税務署 ☎ 965・8111 (音声案内) へお願いします。

確定申告が必要な方

■事業を営んでいる場合や不動産収入がある場合、土地や建物を買った場合などで、平成20年中の所得金額の合計額から、配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額から、税額控除を差し引いて残額のある方

■給与所得者で次のいずれかの要件に該当する方

- ① 給与収入が2千万円を超える方
- ② 2カ所以上から給与を受けている方
- ③ 給与所得の方で、給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方
- ④ 同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受けている方

還付申告をする方

次の場合は、確定申告書を提出することにより、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- 平成20年の途中で退職し、年末調整を受けなかった方
- 給与所得者で、次のような方
- ① 多額の医療費を支払った方

■申告会場での提出
越谷税務署 (〒343・8601 越谷市赤山町5-17-47)

市民税・県民税申告会場で受付できる簡易な確定申告

- ② 住宅ローンなどを利用して、平成20年中にマイホームを新築・購入または大規模な修繕・増築をした方
- ③ 災害や盗難などにあった方
- ④ 一定の要件に該当する寄附金を支払った方

■源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、その他の所得もあまり多くなかった方

なお、還付の確定申告書は、2月13日(金)以前でも越谷税務署へ提出できます。(※土・日・祝日を除く午前9時から午後4時まで受け付けます)

2月16日(月)～3月16日(月)は納税する方の確定申告書の提出で、申告会場が大変混雑します。還付の確定申告書を提出される方は、お早めにお願います。

確定申告に必要なもの

市民税・県民税の申告に必要なものと同様です(2頁を参考にしてください)。

なお、確定申告の内容によっては、必要なものが異なる場合がありますので、越谷税務署へお問い合わせください。

また、還付申告の場合、還付金の振込先口座(本人)の口座番号の分かるものが必要です。

確定申告の提出方法

e-Tax

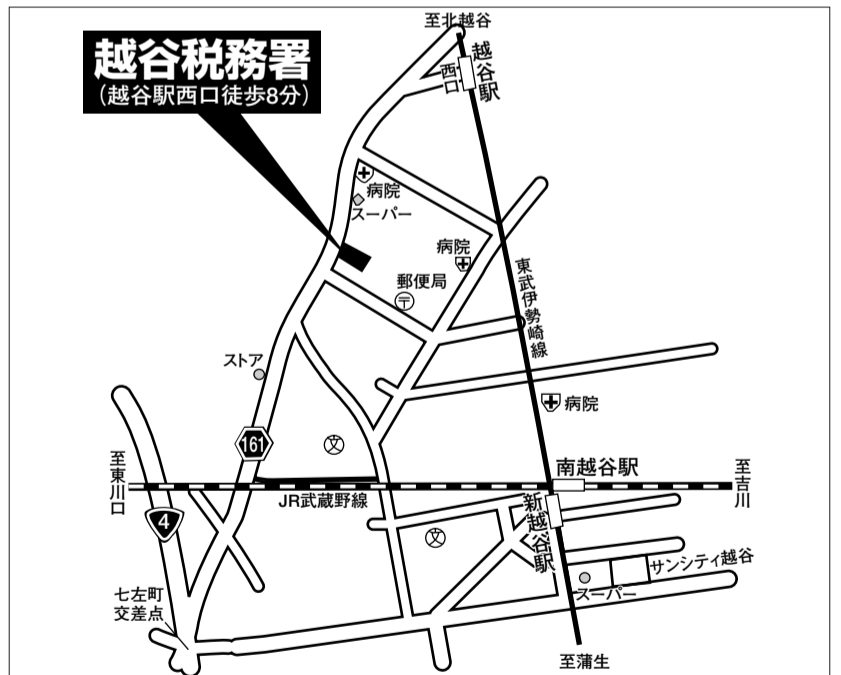
確定申告期間中、e-Tax(国税電子申告・納税システム)は24時間利用できます。

また、「確定申告書等作成コーナー」でもe-Tax用の申告データが作成できます。

確定申告の受付日程

受付日	受付時間	受付場所
2月16日(月)～3月16日(月)の月曜日～金曜日	午前9時～午後4時	越谷税務署

※なお、越谷税務署では、今年の確定申告期間中は、平日(月～金曜日)以外でも、2月22日と3月1日の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受け付けを行います(現金納付の窓口業務は行いません)。
※駐車場が狭いため、車での来署はご遠慮願います。
※平成20年中に贈与を受けた方の贈与税の申告受付は、2月2日(月)から3月16日(月)までです。



国税庁ホームページ・e-Taxをご利用ください

○国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」
<http://www.nta.go.jp>

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した確定申告書をプリントアウトし、そのまま添付書類とともに郵送などで提出することができます。

この「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、確定申告書を取りに税務署などに出向かず、自宅などで都合の良い時間に確定申告書を作成することができます。

また、税務署などの申告会場で長時間待つことなく、郵送などで提出できます。是非、ご利用ください。

○e-Taxで確定申告

平成20年分確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内にe-Tax(国税電子申告・納税システム)で行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます(平成19年分で適用を受けた方を除く)。

～ご利用いただく前に～

- Step1** 電子証明書を取得し、ICカードリーダーを購入します。(※電子証明書を取得の際に費用がかかります)
- Step2** 開始届出書をe-Taxホームページの開始届出書作成・提出コーナーから所轄の税務署に送信します。
- Step3** e-Taxの初期登録(電子証明書の登録等)を行います。

詳しくは、国税庁ホームページで確認するか越谷税務署にお問い合わせください。

納税は期限内に

確定申告による所得税の納期限は3月16日(月)です。納期限までに金融機関または税務署で納付ください。確定申告書提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。また、納付額が30万円以下の場合には、越谷税務署窓口でバーコード付納付書の交付を受け、コンビニエンスストアで納付することができます。

振替納税を利用される方は、4月22日(水)に指定の口座から自動的に納付されます。

※午前中は、混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。
※住宅借入金等特別控除の還付申告は行いません。
☎ 962・6131
関東東信越税理士会越谷支部事務局

税理士会の確定申告 無料税務相談会

受付日	受付場所・時間	受付対象者
2月10日(火) 2月12日(木)	八潮メセナ 2階集会室 午前9時30分～10時30分 午後1時～3時	● 公的年金等受給者の方 ● 公的年金等の受給者で医療費控除を受ける方 ● 公的年金等と給与所得のある方
2月23日(月) ～27日(金)	八潮メセナ 1階展示室 (市民税・県民税 申告会場内) 午前9時30分～10時30分 午後1時～3時	● 給与所得で医療費控除を受ける方 ● 退職し年末調整が済んでいない方